

## 個人住民税均等割の見直しについて（案）

平成 16 年度税制改正案における個人住民税均等割の見直しについては、男女共同参画社会の形成の観点から、下記のように考える。

## 記

1. 本専門調査会においては、平成 14 年 12 月に「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システムに関する報告」において、配偶者控除及び配偶者特別控除制度を縮小、廃止するべきである旨を示し、また、個人住民税の均等割については、規定に明示的な男女差が存在することを指摘しているところである。さらに、政府税制調査会が本年 6 月にまとめた「少子・高齢社会における税制のあり方」においては、「配偶者に対する配慮のあり方としては、家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じる上、今後、共稼ぎの増加が見込まれるため、税制面で片稼ぎを一方向的に優遇する措置を講じることは適当でない。」と指摘しているところである。
2. 今般の税制改正案において、個人住民税の均等割における規定に存在する男女差が撤廃されることは、男女共同参画の理念とおおむね合致する。
3. しかしながら、見直し後の均等割制度については、さらに次の 2 点が確保されることが必要であると考え。
  - (1) パートタイム労働者等の就業調整問題を悪化させることのないような制度・制度運営とすること。
  - (2) 均等割は、地域社会の費用の一部を住民が等しく分担する個人単位の税であるが、現行の均等割が非課税となる者の基準においては、個人でなく世帯の構成への配慮が大きく、控除対象配偶者等の数を含めているため、これらを有する者に比べ、パートで働いている配偶者等これらを有しない者の課税最低限が大幅に低くなる。個人単位の税としての性格を強めようとする今回の改正の考え方に沿った基準とすること。
4. なお、均等割を見直す一方で、配偶者控除を現状のまま残しておくことについては、上記 1. の指摘にもあるように、特定のライフスタイルを前提とした制度として、世帯の形態による不公平感を高め、就業への非中立性が残ることとなる。今後、中立性、公平性確保のため、国・地方税双方の配偶者控除の廃止に向けた見直しを、国民の負担への影響を考慮しつつ行うことが求められる。